よくあるご質問

◇受検申請に関するQ＆A

Q1. 受検手数料は課税対象ですか？また、請求書、領収書は発行してもらえますか？

A. 受検手数料は非課税です。振込手数料は課税対象になります。
請求書、領収書は発行しておりません。

Q2. 振り込んだ受検手数料に誤りがありました。返金は可能ですか？

A. 過誤入金の場合は、差額を返金いたします。ただし、振込手数料（取引銀行の定める額）は申請者負担となります。

Q3. 愛媛県に住んでいる、あるいは愛媛県で働いている人じゃないと受検できませんか？

A. どなたでも受検できます。ただし、設備や会場スペースの都合で受検者を制限する場合があります。その際は愛媛県在住、あるいは愛媛県で働いている、または愛媛県の学校に通学している方を優先します。
また、試験会場は実技試験・学科試験ともに愛媛県内の会場となります。

Q4. 2つ以上の試験を受検することができますか？

A. 学科試験日が重複していなければ受検することができます。実技試験はあらかじめ試験日が決まっているものもあれば決まってないものもあります。事務局にお問い合わせください。

Q5. 名前の漢字が旧字体ですがそのまま書いてもいいですか？

A. 申請データ入力の際は、申請書に書かれている漢字と本人証明書類に記載の漢字を見て入力しております。外字を作成しなければならない場合は常用漢字とさせていただきます。

Q6. 学科試験（実技試験）合格通知書を紛失しましたが免除申請はできますか？

A. 学科試験（実技試験）を愛媛県で合格している場合は、免除の申請欄に鉛筆で次の例のようにご記入ください。
台帳で確認が取れれば免除として扱います。
例1　令和元年度前期に愛媛県で合格
例2　10～12年くらい前に愛媛県で合格
（注意）愛媛県以外で合格している場合は必ず合格した都道府県名をご記入ください。

Q7. 職務内容の欄はどのように書けばいいですか？

A. 受検職種との関連性が分かるようにしてください。NG→事務、経理、営業、サービス

Q8. 申請後に免除資格があることがわかりましたがどうすればいいですか？

A. 申請期間中であればすみやかに事務局にご連絡ください。申請期間を過ぎた場合は免除の対応はとれません。

Q9. これまでどのくらいの合格者がいますか？

A. 愛媛県職業能力開発協会のホームページ（技能検定）に前年度の試験結果と技能検定が始まった昭和34年からの合格者（技能士数）を掲載しております。

◇受検に関するQ＆A

Q10. 試験日は決まっていますか？

A. 全国統一実施（学科試験、実技試験は一部の職種）は決まっています。6～7ページの実施職種（作業）一覧をご覧ください。また、実技試験日は申請があった方に受検票でお知らせします。

Q11. 試験会場は決まっていますか？

A. 例年ほぼ同じ会場で実施しておりますが決まっているわけではありません。受検者の人数や会場の予約状況により変わります。

Q12. 受検票で通知があった日に試験を受けることができません。変更できますか？

A. 受検者の都合（仕事、学校行事、慶弔、体調不良等）による日程の変更はできません。また、受検料の返金もできません。試験は「欠席」となります。特に実技試験では準備の都合がありますので事前にご連絡ください。

土曜日、日曜日、祝日は休みですので、ご連絡は月曜日～金曜日の8時30分～17時15分でお願いします。

Q13. 受検票を紛失しましたが再発行はできますか？

A. 試験日まで日にちがある場合は再発行できます。ただし、試験日が直近の場合は間に合わないことがありますので電話等でお伝えします。事務局にご連絡ください。

Q14. 試験問題を紛失しましたが再発行はできますか？

A. 再発行はできません。試験日まで大切に保管してください。

Q15. 申請後に、受検申請書に記載した内容が変わりましたがどうすればいいですか？

A. 住所や氏名、連絡先等が変わった場合は速やかに事務局にご連絡ください。

Q16. 過去問題はもらえますか？

A. 愛媛県職業能力開発協会のホームページ（技能検定）から中央職業能力開発協会の関連ページにリンクするようになっています。公開対象になっている職種（作業）は閲覧することができます。（著作権の都合で閲覧のみの対応になっております。）

技能検定試験問題公開サイト

Q17. 学科試験・実技試験の出題範囲はわかりますか？

A. 愛媛県職業能力開発協会のホームページ（技能検定）から厚生労働省の関連ページにリンクするようになっています。（技能検定　等級区分 で検索してください。）

Q18. 学科試験・実技試験の合格ラインは教えてもらえますか？

A. 愛媛県職業能力開発協会のホームページ（技能検定）から厚生労働省の関連ページにリンクするようになっています。（100点満点として、原則として実技試験は60点以上、学科試験は65点以上です。）

◇結果に関するＱ＆Ａ

Ｑ19.試験結果はどうやって分かりますか？

Ａ. 試験結果の確認方法はP5をご確認ください。また、電話やメールではお答えすることはできません。

Ｑ20.学科試験のみ合格（実技試験のみ合格）の場合、有効期限はありますか？

Ａ. １級、２級、３級及び単一等級は制度が変わらない限り有効期限はありません。特級に限り合格日から５年間が有効期限となっております。また、引越し等で愛媛県から離れた場合も全国どこでも有効です。

Ｑ21.試験の得点は開示して貰えますか？

Ａ. 合格発表の日から一ヶ月以内に、本人であることを確認できる顔写真付きの書類を愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課に持参することにより口頭での開示が可能です。

お問い合わせは愛媛県労政雇用課職業能力開発グループ（089-912-2504）までお願いします。

◇その他Ｑ＆Ａ

Ｑ22.合格証書を紛失しましたがどのような手続きが必要ですか？

Ａ. 愛媛県職業能力開発協会のホームページ（技能検定）から愛媛県の関連ページにリンクするようになっています。

Ｑ23.実技試験の概要はどこで見れますか？

Ａ. 愛媛県職業能力開発協会のホームページ（技能検定）から中央職業能力開発協会の関連ページにリンクするようになっています。